

別記第1号様式(第7関係)

会 議 録

附属機関又は 会議体の名称	豊島区生活安全協議会「第一回再犯防止推進部会」	
事務局（担当課）	防災危機管理課（治安対策グループ）、福祉総務課、子ども若者課	
開催日時	令和元年9月11日（水） 午前10時0分～午前11時25分	
開催場所	区役所8階 レクチャールーム（807、808会議室）	
議 題	1 再犯防止推進部会委員の紹介 2 再犯防止推進部会委員長の選出 3 法務省東京保護観察所長 挨拶 4 豊島区再犯防止推進計画について (1) 今後のスケジュール（案） (2) 計画の概要 5 質疑応答 6 その他（事務連絡）	
公開の 可 否	会 議	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開 傍聴人数 1 人
		非公開・一部非公開の場合は、その理由
	会 議 録	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開
		非公開・一部非公開の場合は、その理由

出席者	委員	【外部委員】 豊島区保護司会会長 高埜 秀典 豊島区保護司会副会長 山元 俊一 巣鴨防犯協会会長 吉井 公明 池袋防犯協会会長 岡部 俊夫 目白防犯協会会長 森田 晴久 池袋組織犯罪根絶協会会長 菅澤 省吾 豊島区町会連合会副会長 田中 英治 豊島区青少年育成委員会連合会会長 木崎 茂雄 豊島区更生保護女性会副会長（代理出席） 松田 正子 更生保護法人新興会施設長 石橋 正克 豊島区民社会福祉協議会事務局長 天貝 勝己 池袋東地区民生委員児童委員協議会会長 佐々木 敬彦 【官公庁】 巣鴨警察署生活安全課長代理（代理出席） 山本 通靖 池袋警察署生活安全課長 世取 治郎 目白警察署生活安全課長 木内 昭朗 法務省東京保護観察所統括保護観察官 柳沢 真希子
	その他	【特別客員】 法務省東京保護観察所所長 宮田 祐良 警視庁組織犯罪対策第五課 銃器薬物対策第二係長 井上 泰伸 【区職員】 高齢者福祉課長 佐藤 重春 障害福祉課長 栗原 せい子 生活福祉課長 尾崎 勝也 地域保健課長 檜原 猛 健康推進課長 関 なおみ 住宅課長 星野 良 庶務課長 副島 由理
	事務局	治安対策担当課長 澤田 浩禎 福祉総務課長 高橋 隆史 子ども若者課長 小澤 さおり 防災危機管理担当係長（治安対策） 杉本 龍希 福祉総務担当係長（計画） 野田ルミ子 子ども若者担当主任（地域支援） 安井 利樹

審 議 経 過

No. 1

【開会】

豊島区生活安全協議会「第一回再犯防止推進部会」を開会する。

本部会は、平成28年12月に成立・施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」において、市区町村における再犯防止推進計画策定が努力義務として定められたことから、本区で本年7月開催の生活安全協議会において推進計画策定を決定し、本日、計画を策定する第1回目の会議として行うものとなる。

～傍聴者1名入場～

【1 再犯防止推進部会委員の紹介】

～各委員自己紹介～

豊島区保護司会会長	高埜 秀典
豊島区保護司会副会長	山元 俊一
巣鴨防犯協会会長	吉井 公明
池袋防犯協会会長	岡部 俊夫
目白防犯協会会長	森田 晴久
池袋組織犯罪根絶協会会長	菅澤 省吾
豊島区町会連合会副会長	田中 英治
豊島区青少年育成委員会連合会会長	木崎 茂雄
豊島区更生保護女性会副会長（代理出席）	松田 正子
更生保護法人新興会施設長	石橋 正克
豊島区民社会福祉協議会事務局長	天貝 勝己
池袋東地区民生委員児童委員協議会会長	佐々木 敬彦

【2 再犯防止推進部会委員長の選出】

（1）委員長選出

全会一致、本人の了承により、高埜秀典氏を委員長に選出。

（2）委員長就任挨拶

豊島区保護司会会長 高埜 秀典 氏

【3 法務省東京保護観察所長 挨拶】

『地方再犯防止推進計画について』

法務省東京保護観察所所長 宮田 祐良 氏

【4 再犯防止推進計画について】

(1) 今後のスケジュール案 (資料2)

治安対策担当課長

(2) 再犯防止計画の概要 (資料3)

福祉総務課長

【5 質疑応答】

(質問者)

「再犯」とは、どういう定義になるのか。

計画策定するにあたり、「再犯」とはどのような犯罪が対象となるのか。

(回答者)

基本的には、「再犯」という言葉自体に対する定義というものはない。

ただし、法律（「再犯の防止等の推進に関する法律」）では、第一条に「…犯罪をした者等の円滑な社会復帰…」とあり、第二条において「犯罪した者等」について、「犯罪をした者又は非行少年、非行のある少年をいう。若しくは非行少年であった者」という広い概念で定義しており、裁判により刑が確定した者も、裁判に至らなかった被疑者も、捜査段階の者も、広く含まれると思われる。

また、「再犯の防止等」にも定義があり、「犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと」という言い方をしている。少年の場合は、「非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む」とのことで、さらに広くとらえるということになる。

よって、「再犯」という言葉自体に定義があるわけではないが、法律では、「広く犯罪をした人たちが、再び犯罪をすることを防ぐことをもって、社会復帰を進めよう」ということであり、罪名を限定したりとか、特定のステージにいる犯罪をした人だけを対象としているのではなく、かなり幅広く対象をとらえているものと考えられる。

(質問者)

ある保護司から、「『恩赦』を受けた者がいるが、年金がもらえない」との話聞いた。

再犯者には、生活保護や年金のことを全然知らない者がいるという話があったが、国民年金法、厚生年金法、国家公務員年金法には、犯罪を犯した者には年金を支給しないということが規定されている。そうすると、犯罪を犯

した高齢者は、また万引き等の犯罪を犯すのではないかと思うので、「『恩赦』を受けたならば、年金受給は認めてやろう」といったような社会にならないと、再犯防止にはならないのではないかと感じるが、どう思うか。

(回答者)

「恩赦」というのは、「復権」であると思われる。

犯罪をしたことによって、「刑を終えた後の何年かは資格が取れない」などという、ある種の資格制限を撤廃しようというのが、今話に出ている「恩赦」の中にある「復権」ということになると思うが、直接社会保障制度にリンクしていないというのは指摘のとおりであり、これが現状である。

「受刑期間に年金を払っていなかった」という理由で年金が受給できない例もあり、受刑中に年金の支払いを一時停止する等の手続きを取る等の取り組みが足りていない。

社会保障制度の見直しは、今後の課題と思われる。

(質問者)

今後、造幣局跡地に国際大学ができる予定である。

大学ができると、学生、先生併せて外国人を含む5千人くらいが集まることとなり、より一層多様化することで、トラブル発生の原因となることが考えられるが、限られたエリアに防犯カメラを多く設置しようとするとき、現行の補助制度では設置しにくいと思うが、新たな助成制度を考えてはどうか。

(回答者)

防犯カメラ助成制度については、治安対策担当が主管している。

現在区は、都の補助事業に上乘せという形で行っているが、今後犯罪発生のおそれがある地区や防犯カメラを設置した方がいいというエリアに10台、20台増設するとなると、12分の1の負担とはいえ、相当な金額になると認識している。

今後、区単独で補助制度を設けるとするのは、重要な検討課題であると認識している。

【6 その他】

(事務連絡)

【閉会】

※ 審議経過の記載が2頁以上にわたる場合は、右肩にNo.を付す。

<p>提出された資料等</p>	<p>《資料》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資料1 再犯防止推進部会委員名簿 ・資料2 今後のスケジュール（案） ・資料3 豊島区再犯防止推進計画について ・資料4 再犯防止推進部会意見書 <p>《参考資料》</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 東京都再犯防止推進計画 (2) 千代田区再犯防止推進計画
<p>そ の 他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・出席者32名 （外部委員12名、官公庁4名、特別客員2名、区職員7名、事務局6名、傍聴者1名） ・「第二回再犯防止推進部会」を、本年11月中に実施予定